

石川県の工業

—平成26年(2014年)工業統計調査結果報告書—



石 川 県 県 民 文 化 局

目 次

I	工業統計調査について	1
II	調査結果の概要	5
1	概 況	5
2	事業所数（従業者4人以上の事業所）	11
3	従業者数（従業者4人以上の事業所）	13
4	現金給与総額（従業者4人以上の事業所）	14
5	原材料使用額等（従業者4人以上の事業所）	15
6	製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）	16
7	生産額（従業者4人以上の事業所）	19
8	付加価値額（従業者4人以上の事業所）	21
9	在庫額・在庫率（従業者30人以上の事業所）	22
10	有形固定資産の投資総額（従業者30人以上の事業所）	23
11	敷地面積（従業者30人以上の事業所）	24
12	建築面積（従業者30人以上の事業所）	25
13	工業用水量（従業者30人以上の事業所）	26
III	統 計 表	27
第1表-1	事業所数（従業者4人以上の事業所）経営組織別、従業者規模別	28
第1表-2	事業所数（従業者4人以上の事業所）製造形態別、製造品出荷額等規模別	30
第1表-3	事業所数（従業者4人以上の事業所）製造品出荷額等前年増減階級別	31
第2表	原材料率、付加価値率、現金給与率（従業者4人以上の事業所）	32
第3表	従業者規模別1事業所当たりの付加価値額（従業者4人以上の事業所）	34
第4表	従業者1人1か月当たりの製造品出荷額等、付加価値額、現金給与額（従業者30人以上の事業所）	36
第5表	市町別生産額（従業者4人以上の事業所）	38
第6表	在庫額（従業者30人以上の事業所）	40
第7表	在庫率（従業者30人以上の事業所）	42
第8表	有形固定資産の増加額（従業者30人以上の事業所）	44
第9表	有形固定資産（従業者30人以上の事業所）	46

第10表	主要項目表（従業者4人以上の事業所）	48
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、原材料使用額等、現金給与額、生産額	
第11表	市郡町別統計表（従業者4人以上の事業所）	50
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額	
第12表	産業別統計表（従業者4人以上の事業所）	52
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額	
第13表	加賀・能登地区別統計表（従業者4人以上の事業所）	54
	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額	
第14表-1	総合統計表（従業者4人以上の事業所）産業細分類別	56
第14表-2	総合統計表（従業者4人以上の事業所）市町別、産業別	67
第14表-3	総合統計表（従業者4人以上の事業所）産業中分類別、従業者規模別	77
第14表-4	総合統計表（従業者4人以上の事業所）市町別、従業者規模別	83
第15表-1	従業者規模別総合統計表 従業者30人以上の事業所	87
第15表-2	従業者規模別総合統計表 従業者30人～49人の事業所	89
第15表-3	従業者規模別総合統計表 従業者50人～99人の事業所	91
第15表-4	従業者規模別総合統計表 従業者100人～199人の事業所	93
第15表-5	従業者規模別総合統計表 従業者200人～299人の事業所	95
第15表-6	従業者規模別総合統計表 従業者300人以上の事業所	97
第16表-1	工業用地に関する統計表（従業者30人以上の事業所）産業別、従業者規模別	99
第16表-2	工業用地に関する統計表（従業者30人以上の事業所）市郡町別	99
第17表-1	工業用水に関する統計表（従業者30人以上の事業所）産業別、従業者規模別	101
第17表-2	工業用水に関する統計表（従業者30人以上の事業所）市郡町別	103
第18表	産業中分類別、従業者規模別、市町別その他収入額内訳表（従業者4人以上の事業所）	105
第19表	産業別、従業上の地位別従業者数（従業者4人以上の事業所）	107

<参 考>

全国の概況	109
-------	-----

<調査票様式>

工業調査票 甲（従業者30人以上の事業所用）	110
工業調査票 乙（従業者29人以下の事業所用）	112

I 工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の期日

平成26年工業統計調査は、平成26年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）を調査の対象としている。

なお、工業統計調査は平成23年から経済センサス-活動調査の実施年の前年を除き毎年実施することとしており、従業者4人以上の事業所を調査票等による詳細項目の調査対象としている。

5 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（本社一括調査及び国直送調査対象事業所については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社または本店を除く）については、「工業調査票甲」、従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社または本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。））の自計により行っている。

6 集計について

平成26年工業統計調査における「工業調査票 甲」及び「工業調査票 乙」のすべての事業所について機械集計したものである。

ただし、製造・加工等を行っていない本社・支社、及び休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は集計対象から除いている。また、平成23年数値は経済センサス-活動調査での数値である。

(1) 産業分類及び商品分類の変更

平成19年11月に「日本標準産業分類」の第12回改定が行われたため、平成20年調査から工業統計調査用産業分類及び商品分類が大幅に改定された。また、平成26年調査においても日本標準産業分類の改訂に伴い、工業統計調査用産業分類も改定された。

(2) 時系列データについて

既発行の報告書等に掲載されている時系列データについて、第11回改定に伴い新分類で『製造業』から移動した産業は平成13年以前の数値に含まれているため留意が必要。

7 用語等の説明

- (1) **事業所**とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- (2) **従業者数**とは、個人事業主及び無給の家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本報告書でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。
- ① **個人事業主及び家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。
- ② **常用労働者**とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。
- ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、上記に準じて扱う
- エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。
- b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」またはそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
- c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従事者をいう。
- ③ **臨時雇用者**とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- (3) **現金給与総額**は、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」を言う）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。
- その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。
- (4) **原材料使用額等**は、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入れ額であり、消費税額を含んだ額である。
- (5) **製造品出荷額等**は、製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
- (6) **製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額**は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- (7) **有形固定資産**は、土地、建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）、機械及び装置（附属設備を含む）、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等をいい、帳簿価額による

8 集計項目の説明

- (1) 従業者数 = 個人事業主及び無給家族従業者数＋常用労働者
- (2) 現金給与総額 = 雇用者に支給された給与、諸手当、賞与等＋その他の給与
- (3) 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費 + 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額
- (4) 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + その他収入額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額
- (5) 生産額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ \text{従業者29人以下} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \end{array} \right.$
- (6) 付加価値額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} (\text{※1}) + \text{推計消費税額} (\text{※2})) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却費} \\ \text{従業者29人以下} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \end{array} \right.$
(従業者29人以下は粗付加価値額)

※1 消費税を除く内国消費税＝酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の納付税額又はすべき税額の合計

※2 推計消費税は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資(土地を除く有形固定資産取得額)を控除している。

9 利用上の注意

- (1) この報告書の数値は、石川県分について本県が独自に集計したものであり、経済産業省から公表される「工業統計表」の数値と相違することがある。
- (2) この報告書の表記については以下のとおりである。
- 「－」…………… 該当数値なし
- 「0」、「0.0」…… 四捨五入による単位未満
- 「▲」「△」… マイナスの数値
- 「X」…………… 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。
- 「…」…………… 不詳
- (3) この報告書の比率及び構成比については小数点第2位で、金額については単位未満で四捨五入しているため、積み上げ計と合計が一致しないことがある。

(4) この報告書において、産業分類名は下表の略称を使用した。

中分類番号	産 業 中 分 類	略 称
09	食料品製造業	09 食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	11 繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品
13	家具・装備品製造業	13 家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙
15	印刷・同関連業	15 印刷
16	化学工業	16 化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	17 石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲※3を除く)	18 プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	19 ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革
21	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石
22	鉄鋼業	22 鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	23 非鉄金属
24	金属製品製造業	24 金属製品
25	はん用機械器具製造業	25 はん用機械
26	生産用機械器具製造業	26 生産用機械
27	業務用機械器具製造業	27 業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品
29	電気機械器具製造業	29 電気機械
30	情報通信機械器具製造業	30 情報通信
31	輸送用機械器具製造業	31 輸送機械
32	その他の製造業	32 その他製品

※3「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

10 その他

この報告書については、下記の石川県統計情報室ホームページでもご覧いただけます。

石川県統計情報室ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>